

火災・事故災害対策編

火災・事故災害対策編

第1部 火災対策

第1章 総則

- 第1節 本県の火災を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1(火災)
- 第2節 本県に被害を及ぼした主な火災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3(火災)

第2章 予防

- 第1節 県民等の防災活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5(火災)
【県（県民生活部・環境森林部）・市町・消防機関】
- 第2節 火災に強い地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7(火災)
【県（県民生活部・環境森林部・県土整備部・教育委員会）・市町・消防機関】
- 第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9(火災)
【県（県民生活部・環境森林部・保健福祉部・その他各部局）・市町・消防機関・その他各防災関係機関】

第3章 応急対策

- 第1節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12(火災)
【県（各部局）・市町・その他各防災関係機関】
- 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14(火災)
【県（県民生活部）・市町・消防機関】
- 第3節 災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15(火災)
【県（県民生活部・その他各部局）・市町】
- 第4節 消火活動及び救助・救急活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16(火災)
【県（県民生活部）・市町・消防機関・陸上自衛隊】
- 第5節 災害拡大防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19(火災)
【県（県民生活部・環境森林部・保健福祉部・県土整備部）・県警察・市町・消防機関・陸上自衛隊】
- 第6節 施設、設備の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19(火災)
【県（各部局）・市町・その他各防災関係機関】
- 第7節 広報対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19(火災)
【県（県民生活部・環境森林部・その他各部局）・県警察・市町】

- 第4章 復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20(火災)
【県（環境森林部・県土整備部・その他各部局）・市町・その他各防災関係機関】

第2部 交通関係事故災害対策

第1章 総則

- 第1節 本県の交通の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21（交通）
- 第2節 主な交通関係事故災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23（交通）

第2章 予防

- 第1節 交通安全のための情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 (交通)
【県(県民生活部)・県警察・宇都宮地方気象台・道路関係機関・鉄道機関・航空機関】
- 第2節 安全な運行の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 (交通)
【県(県土整備部) 県警察・道路関係機関・鉄道機関】
- 第3節 安全な交通施設・設備の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 (交通)
【県(県土整備部) 県警察・道路関係機関・鉄道機関】
- 第4節 迅速かつ円滑な応急対策への備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29 (交通)
【県(各部局) 県警察・市町・消防機関・道路関係機関・鉄道機関・航空機関・その他各防災関係機関】

第3章 応急対策

- 第1節 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32 (交通)
【県(各部局)・市町・その他各防災関係機関】
- 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34 (交通)
【県(各部局) 県警察・市町・消防機関・道路関係機関・鉄道機関・航空機関・その他各防災関係機関】
- 第3節 災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 (交通)
【県(県民生活部・その他各部局)・市町】
- 第4節 災害拡大防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 (交通)
【県(県民生活部・保健福祉部・県土整備部)・県警察・市町・消防機関・陸上自衛隊】
- 第5節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39 (交通)
【県(県民生活部・県土整備部)・県警察・市町・医療機関・消防機関・道路関係機関・鉄道機関】
- 第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40 (交通)
【県(県土整備部)・県警察・市町・道路関係機関・鉄道機関】
- 第7節 施設、設備の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40 (交通)
【県(県土整備部)・県警察・市町・その他各防災関係機関】
- 第8節 広報対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41 (交通)
【県(各部局)・県警察・市町・鉄道機関・航空機関】

- 第4章 復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42 (交通)
【県(各部局) 県警察・市町・道路関係機関・鉄道機関】

第3部 放射性物質・危険物等事故対策

第1章 総則

- 第1節 本県の危険物等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43 (危険物)
- 第2節 主な放射性物質・危険物関係事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45 (危険物)

第2章 予防

- 第1節 事業所等に対する防災体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47 (危険物)
【県(各部局)・県警察・市町・消防機関・その他各防災関係機関】
- 第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51 (危険物)
【県(県民生活部)・市町・消防機関】
- 第3節 放射性物質運搬事故予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52 (危険物)
【県警察・市町・消防機関】

第4節	石油類等危険物事故予防対策	53	(危険物)
	【県(県民生活部・産業労働観光部)・消防機関】		
第5節	ガス事故予防対策	54	(危険物)
	【県(産業労働観光部)・市町・消防機関】		
第6節	火薬類事故予防対策	57	(危険物)
	【県(産業労働観光部)】		
第7節	毒物・劇物事故予防対策	58	(危険物)
	【県(県民生活部・保健福祉部)・市町・消防機関・医療機関】		

第3章 応急対策

第1節	活動体制の確立	59	(危険物)
	【県(各部局)・市町・その他各防災関係機関】		
第2節	災害救助法の適用	61	(危険物)
	【県(県民生活部・その他各部局)・市町】		
第3節	災害拡大防止対策	62	(危険物)
	【県(県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部・県土整備部)・県警察・市町・道路関係機関】		
第4節	救助・救急、医療及び消火活動	63	(危険物)
	【県(県民生活部)・市町・消防機関・医療機関】		
第5節	広報対策	63	(危険物)
	【県(県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部)・県警察・市町】		
第6節	放射性同位元素等取扱施設事故応急対策	64	(危険物)
	【県(保健福祉部)・県警察・市町・消防機関】		
第7節	放射性物質運搬事故応急対策	66	(危険物)
	【県(県民生活部)・市町・消防機関】		
第8節	石油類等危険物事故応急対策	68	(危険物)
	【県(県民生活部・環境森林部)・県警察・市町・消防機関・河川管理者】		
第9節	ガス事故応急対策	71	(危険物)
	【県(県民生活部・環境森林部・産業労働観光部)・県警察・市町・消防機関・ガス関係機関】		
第10節	火薬類事故応急対策	74	(危険物)
	【県(県民生活部・産業労働観光部)・県警察・市町】		
第11節	毒物・劇物事故応急対策	76	(危険物)
	【県(県民生活部・環境森林部・保健福祉部)・県警察・市町】		

第4章	復旧	78	(危険物)
	【県(各部局)・市町】		

第1部 火災対策

第1章 総 則

第1節 本県の火災を取り巻く環境

市街地、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本県の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

第1 市街地等の状況

消防力の整備指針においては、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率が概ね10%以上の街区の連続した区域又は2以上の準市街地が相互に近隣している区域であって、その区域内の人口が1万人以上のものを市街地、建築物の密集した地域のうち、平均建ぺい率が概ね10%以上の街区の連続した区域であって、その区域内の人口が1,000人以上1万人未満のものを準市街地というが、平成24年4月1日現在、県内には、市街地が28、準市街地が180存在する。

また、都市計画法においては、建築物の構造等を制限することによる都市の不燃化を目的とし、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域が定められている。

平成28年4月1日現在、県内の防火地域は、宇都宮市、足利市、日光市の3市で約90.0ha、準防火地域は、10市3町で約1530.7haである。

○防火地域及び準防火地域の指定状況

(平成28年4月1日現在)

都市計画 区 域 名	市 町 名	決 定 面 積 (ha)		決 定 年 月 日 (最 終)
		防火地域	準防火地域	
宇 都 宮	宇 都 宮 市	約76.3	約 396.7	H19. 12. 7
	鹿 沼 市		約 99.5	H19. 1. 23
	真 岡 市		約 86.2	S60. 12. 10
足利佐野	足 利 市	約11.9	約 206.3	H15. 7. 11
	佐 野 市		約 175.4	H14. 3. 1
小山栃木	栃 木 市		約 87.6	H14. 4. 1
	小 山 市		約 203.1	H27. 4. 7
日 光	日 光 市	約1.8	約 72.2	H24. 4. 24
矢 板	矢 板 市		約 56.5	H26. 12. 25
那須塩原	那須塩原市		約 87.6	H24. 4. 24
茂 木	茂 木 町		約 5.5	H 7. 5. 1
塩 谷	塩 谷 町		約 6.1	H 9. 4. 15
那 須	那 須 町		約 48.0	H 6. 11. 22
		約90.0	約 1,530.7	

第2 野外堆積物の状況

県内においては、古タイヤ、使用済自動車、廃棄物等が野外に堆積されている箇所があり、そうした場所での火災の発生の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

第3 林野の状況

本県の林野面積は、348,729ha、そのうち民有林が220,950ha(森林・林業統計書H26.3.31現在)とその3分の2を占めている。

森林レクリエーション利用の増加等による林野火災発生の危険性の増大に対処し、林野火災予防体制の強化や地域住民等に対する林野火災予防意識の啓発により火災発生原因の排除等に努めている。

第2節 本県に被害を及ぼした主な火災

種類、季節、時刻、原因別等の火災発生件数及び実際に本県に被害を及ぼした大規模火災・林野火災の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第1 火災の発生状況

平成26年中の火災発生状況は、出火件数856件、損害額26億1,824万円、死者45人、負傷者104人であり、過去10年間の平均では、出火件数941件、損害額約21億5,900万円、死者44名、負傷者110名となっている。

○火災の出火件数、損害額、死者、負傷者の推移

年次	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
出火件数	1,112	990	997	903	928	875	935	834	984	856
損害額 (百万円)	2,488	1,944	2,403	2,086	1,968	2,094	2,031	1,769	2,188	2,618
死者(人)	65	39	37	53	48	42	47	40	28	45
負傷者 (人)	115	140	124	88	106	98	118	97	112	104

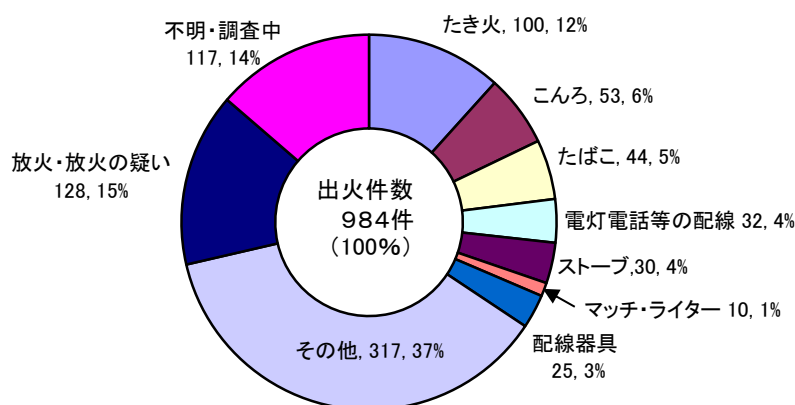
火災種別にみると、建物火災416件、林野火災42件、車両火災84件、その他の火災314件である。

月別にみると、冬季に特に火気を扱う機会が多くなること、空気が乾燥していることなどから1～4月に多く発生している。また、時間別でみると、午前9時から午後10時にかけて多く発生している。

出火原因をみると、たき火、こんろ、たばこ等失火による火災は全体の72%を占めているなど、その大部分が火気取扱中の不注意や不始末によるものである。

なお、放火及び放火の疑いによるものが15%を占め出火原因の第1位となっている

原因別出火件数（平成26年）



第2 主な火災の概要

1 馬頭町・黒羽町林野火災（昭和52年3月15日～16日）

(1) 火災の概要

連日のように異常乾燥注意報が発令される中、旧黒羽町大字北滝の非住家に小学生が放火したことが原因で火災が発生し、日本海の低気圧から延びる寒冷前線が通過したことに伴う強風が吹

き、たちまち火は旧馬頭町まで延焼し大きな林野火災となった。

(2) 被害概況

住家被害 9棟 (罹災世帯 8世帯 47名)

林野焼損面積 1, 518ha

被害総額 3, 472百万円

[出典：「黒羽町・馬頭町林野火災 (その状況と対策)」S52.11栃木県林務観光部]

2 藤原町川治ホテル火災 (昭和55年11月20日)

(1) 火災の概要

旧藤原町大字川治の川治プリンスホテル (鉄骨木造亜鉛メッキ鋼板葺一部陸屋根5階建の旧館と木造一部鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺一部瓦葺新館2階建の新館) の婦人風呂外旧露天風呂用地で工事をしてた作業員のガスバーナーの火花が婦人風呂外壁の内側に燃え移ったことが原因で火災が発生した。

(2) 被害概況

焼損面積 3, 582㎡

死者 45名

負傷者 22名

損害額 533, 751千円

3 佐野市赤見町古タイヤ火災 (平成11年1月2日～9月24日)

(1) 火災の概要

佐野市赤見町の山林に放置された古タイヤから火災が発生し、消防防災ヘリ、泡消火剤 (フォスチェック) による消火活動やダンプによる覆土により1月7日に鎮圧したが、地中温度は高温を保ち、度重なる地中温度測定や注水作業を行った結果9月24日に無事鎮火した。

(2) 被害概況

焼失タイヤ本数 約20万本

4 黒磯市大規模工場火災 (平成15年9月8日～10日)

(1) 火災の概要

旧黒磯市のブリヂストン栃木工場のゴム練り (バンバリー) 工場内にある精錬機から出火。県内全消防本部をはじめとする近隣の消防機関、県外からの緊急消防援助隊及び県消防防災ヘリコプターが一体となった消火活動の結果、9月10日人的被害を出さずに無事鎮火した。

(2) 被害概況

焼損面積 39, 581㎡

損害額 4, 390, 000千円

タイヤ製品約16万5千本を焼失

周辺住民5, 000名余に避難指示が出される。

〈資料編1-5-1 過去における主な災害一覧〉

第2章 予 防

第1節 県民等の防災活動の促進

県民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

第1 火災予防対策の推進

1 防火管理者等の育成・指導

消防本部（局）は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検、火気の使用等について指導する。

県（県民生活部）及び市町は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成・指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

2 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部（局）は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和23年法律第186号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

3 予防査察の強化・指導

消防本部（局）は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険のある箇所を発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

4 入山者等への防火意識の啓発

県（環境森林部）及び市町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

5 森林保全巡視活動

県（環境森林部）は、市町や林業関係者と連携し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

6 防火知識の普及啓発

県（県民生活部・環境森林部）及び市町は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火ちらしの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や住民が防火について正しい知識と技術を身につけるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（3月1日～7日）、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）を実施する。

第2 地域防災力の強化

1 自主防災意識の普及・徹底

県（県民生活部）及び市町は、住民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう自主防災意識の普及、徹底を図る。

2 自主防災活動の推進

(1) 自主防災組織の結成促進

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域及び住民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、県（県民生活部）及び市町は、自主防災組織の結成の促進や防災資機材の整備を進める。

(2) 地域防災活動推進員の配置

市町は、自主防災組織の育成や自主防災体制の充実・強化に関する支援を行うため、地域防災活動推進員を配置するものとする。また、県（県民生活部）は、市町に対し、地域防災活動推進員の配置に対する支援を行う。

(3) 婦人防火クラブ等の育成強化

市町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人防火クラブ等の育成強化を推進する。また、県（県民生活部）は、クラブ間の相互交流と活動内容の情報交換等の支援を行い、県全体の活動の活性化を図る。

3 消防団の活性化

県（県民生活部）及び市町は、災害時においては消火、救出救助、避難誘導等を、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど地域防災の中核として大きな役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。

4 人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市町は、県（県民生活部・保健福祉部）の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

5 事業者防災体制の強化

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員、顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

県（県民生活部・産業労働観光部・その他の各部局）及び市町は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第2節 火災に強い地域づくり

火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対して、平常時から適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

第1 火災に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるため、防災安全空間づくりのための総合的な計画策定を推進する。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市町は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保のため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

そこで、防災上の観点を踏まえながら、市町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの市町マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、県（各部局）、市町及び県民は、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

第2 火災に強い都市の形成

1 災害に強い都市構造の形成

県（県民生活部・県土整備部）及び市町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、県（県民生活部・県土整備部）、市町及び事業者等は、高層建築物や火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災延焼防止のための緑づくり

県（環境森林部・県土整備部・教育委員会）及び市町は、避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

第3 野外堆積物対策

県（県民生活部）、市町及び消防機関は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、廃棄物担当部局（県環境森林部、市町）等との連携を密にし、

野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 林野等の整備

1 林野火災特別地域対策事業の推進

県（県民生活部）及び市町は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、関係市町による林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

県（環境森林部）及び市町は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化

1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

県（県民生活部）、市町、消防機関及び事業者は多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建物火災安全対策の充実

県（県民生活部・県土整備部）、市町、消防機関及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

3 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され(平成18年6月1日施行)、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、市町は設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

4 文化財等の安全対策の促進

県（教育委員会）及び市町は、県民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財の所有者又は管理者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

〈資料編2-15-2 指定文化財種目別件数一覧表〉

第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市町・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 火災警報発令等情報の充実

宇都宮地方気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、市町が行う火災警報等災害防止のために必要な火災気象通報等の情報充実と適時・的確な発表に努める。

2 情報の収集・伝達

(1) 県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(3) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

3 機動的な情報収集体制の整備

県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

4 多様な情報収集体制の整備

県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部及び市町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 通信確保対策

県（県民生活部）、県警察本部、市町及び関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関における実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、定期的な訓練を実施し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 防災関係機関との連携

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県（県民生活部）、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。
- (2) 県警察本部は、全職員を対象に災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速的確な措置を講じられるよう警備体制を確立する。
- (3) 県（県民生活部）及び市町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (4) 県（県民生活部）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡し、密接に連携・協力していく。

第3 消火活動への備え

1 消防組織の充実・強化

市町は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める

また、県（県民生活部）、市町及び消防本部（局）は、平常時から消防本部（局）、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

〈資料編2-11-1 消防組織・施設の状況〉

2 消防施設等の整備・強化

(1) 消防施設・設備の整備

市町は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

(2) 消防水利の整備

ア 市町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 県（県民生活部）、市町及び消防本部（局）は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

(3) 消防用資機材等の整備

ア 市町は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

〈資料編2-11-2 化学消火剤備蓄一覧表〉

イ 市町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

〈資料編2-12-1 林野火災用消防施設等の現況〉

(4) 空中消火活動の積極的な推進

ア 県（県民生活部）は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの維持管理を適切に行うとともに、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を図り、空中消火を効果的に実施できる体制づくりを推進する。

イ 県（県民生活部）、市町及び消防本部（局）は、災害発生時に空中消火の拠点となる離着陸場等を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

〈資料編 2-22-2 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第4 救助・救急、医療活動への備え

1 救助・救急活動への備え

県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。また、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

2 医療活動への備え

(1) 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

県（県民生活部・保健福祉部）、市町及び事業者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 医薬品、医療資機材の整備

県（県民生活部・保健福祉部）、市町、日本赤十字栃木県支部及び医療機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第5 避難収容活動への備え

1 避難場所

市町は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

2 避難誘導への備え

県（県民生活部）及び市町は、指定避難場所や避難経路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障害者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より個々に応じた避難支援内容の具体化に努める。

〈資料編 2-21-2 市町別指定避難場所一覧表〉

第6 関係機関の防災訓練の実施

県（各部局）及び市町は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

火災（大規模火災・林野火災）の発生時、県は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な火災により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課、消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	大規模な火災により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	危機管理課、消防防災課及び第1非常配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

第2 大規模な火災発生時の措置

1 災害警戒本部の設置

栃木県災害対策・危機管理委員長は、次の設置基準に該当するとき、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準じる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な火災発生のおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害対策本部の設置

知事は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条第1項の規定による災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合

イ その他知事が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準じる。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 市町及び防災関係機関の活動体制

市町及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 市町への支援

県（各部局）は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

県、市町及び消防本部（局）は、大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 大規模火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、大規模火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

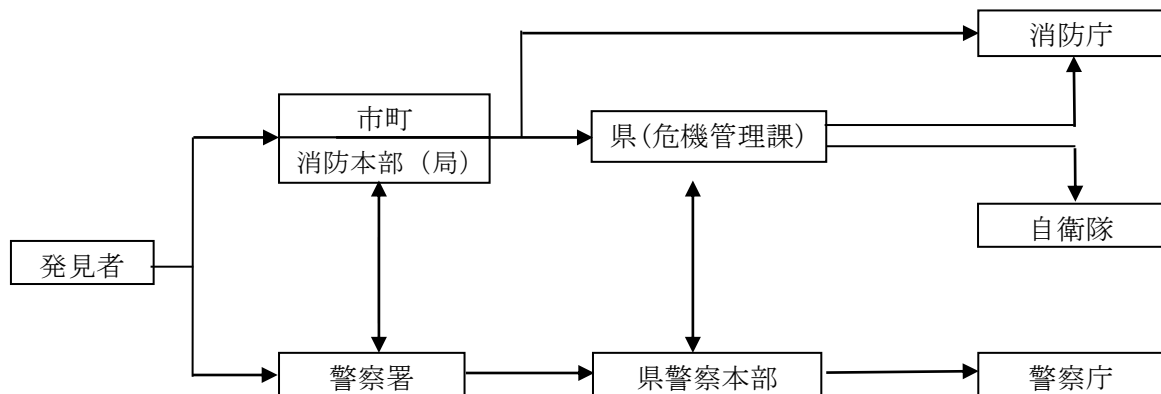
〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

(2) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）及び県警察本部は、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 林野火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、林野火災発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

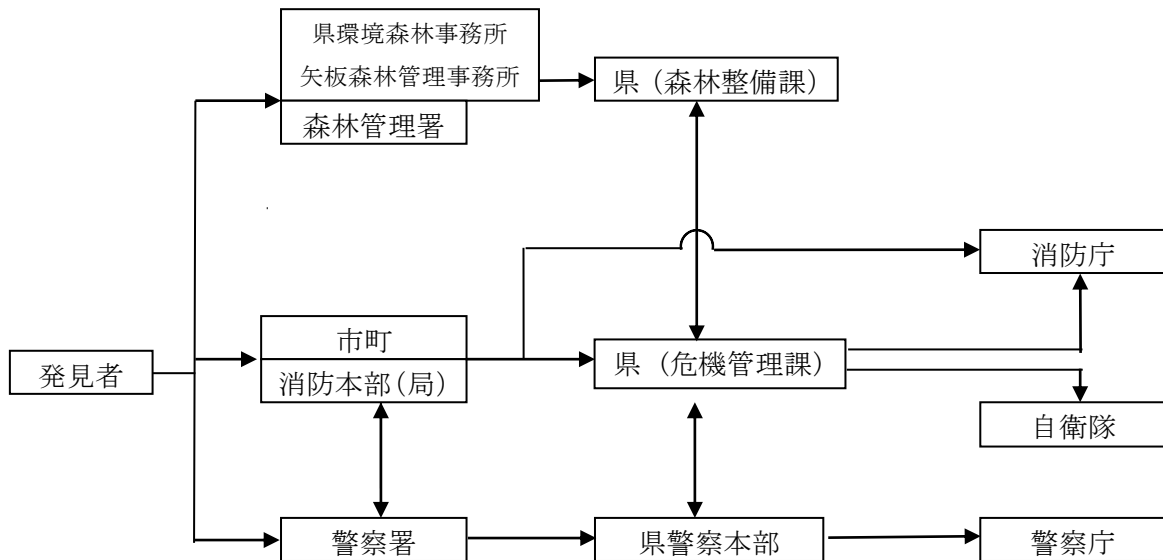
〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

(2) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部・環境森林部）及び県警察本部は、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5、第6及び第7に準じる。

第3節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準じる。

大規模な火災については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 消火活動及び救助・救急活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は住民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。

ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

第1 消防関係機関の活動

1 消防本部（局）の活動

消防本部（局）は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

2 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部（局）、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

第2 市町・県の活動

1 広域応援の要請

(1) 県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

〈資料編3-1-1 特殊災害消防相互応援協定書〉

ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

(ア) 第一次応援体制

一の消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、地区代表消防機関の長に応援要請する。

(イ) 第二次応援体制

上記(ア)によってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内の全ての地区の消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援消防機関の長が、市町長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）
受援地区代表消防機関の長及び県に連絡する。

②要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

イ その他の協定

アによる他、市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県（県民生活部）は、栃木県緊急消防援助隊受援計画に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア 要請手続

(ア) 被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県（県民生活部）に対し応援要請を行う。県（県民生活部）は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- ① 災害発生日時
- ② 災害発生場所
- ③ 災害の種別・状況
- ④ 人的・物的被害の状況
- ⑤ 応援要請日時
- ⑥ 必要な応援部隊数
- ⑦ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- ⑧ 応援部隊の進出拠点・到達ルート
- ⑨ 指揮体制及び無線運用体制
- ⑩ その他の情報(必要資機材、装備等)

(イ) 被災市町は、県に連絡が取れない場合、直接、国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

(ウ) 県は、隣接市町からの情報等から、被害が甚大であると認めた場合、被災市町からの要請を待たずに国に対し応援要請を行う。

イ 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

ウ 栃木県職員の派遣

県（県民生活部）は、緊急消防援助隊要請時、必要に応じて現地指揮本部に職員を派遣し、関係機関との連絡調整等に従事させる。

エ 消防応援活動調整本部の設置

被災地が複数の場合、県（県民生活部）は、緊急消防援助隊要請時、その活動に資するため、次の事務を行う調整本部を設置する。

(ア) 指揮者との連携による緊急消防援助隊の部隊配備に関すること

(イ) 関係機関との連絡調整に関すること

(ウ) 緊急消防援助隊の後方支援に係る概ね次に掲げる事項に関すること

- ①燃料補給
- ②食料補給
- ③宿営場所

2 自衛隊の災害派遣要請

県（県民生活部）は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は市町長から自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。要請要領については水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編の要請要領に準じる。

第3 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第4 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

市町は、県（県民生活部）と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第5節 災害拡大防止対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、市町、消防機関等関係機関は、住民への適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準じる。

第6節 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、県民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

県（各部局）、市町及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7節 広報対策

県や関係機関は、県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

第1 情報発信

県（県民生活部・環境森林部）、県警察本部及び市町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

県（各部局）及び市町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第4章 復 旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、県や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第1 施設の復旧

県（各部局）、市町及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

県（環境森林部・県土整備部）、市町及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

第2部

交通関係事故災害対策

第1章 総 則

第1節 本県の交通の状況

本県の道路、鉄道、ヘリポートの整備状況と通行・運行状況から、本県の交通に関する環境を明らかにし、効果的な交通事故災害対策の実施に資する。

第1 道路交通の状況

本県は、首都東京から60～160km、東北・北海道に向かう北東国土軸上に位置し、その道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。

平成27年4月1日現在の本県の道路延長は、25,581,899mで、道路種別ごとの実延長及び道路改良の状況は次のとおりとなっている。

○本県の道路整備状況

(平成27年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実延長	改良済延長	改良率	備 考
高速自動車国道	2	172,973m	172,973m	100.0%	
一 般 国 道	14	915,006	906,555	99.1	
県 道	297	2,897,252	2,508,798	86.6	
主要地方道	71	1,366,984	1,257,913	92.0	
一般県道	226	1,530,268	1,250,885	81.7	
市 町 道	50,508	21,596,668	14,787,220	68.5	
総 計	50,821	25,581,899	18,375,546	71.8	

第2 鉄道交通の状況

本県の鉄道は、東日本旅客鉄道では、南北に東北新幹線、在来線の東北本線（上野～黒磯間は愛称「宇都宮線」）が、首都東京と東北を結んでいるほか、東西に水戸線、両毛線、烏山線、日光線が走っている。

また、私鉄では東武鉄道が5路線（日光線・宇都宮線・伊勢崎線・佐野線・鬼怒川線）で各地域を結び、その他第三セクターでは、真岡鐵道、わたらせ渓谷鐵道、野岩鐵道が、地域住民の足として通勤・通学や日常生活上重要な役割を果たしている。

○本県の鉄道整備状況、利用状況

(平成25年度)

鉄道事業者名	路線名	営業キロ	乗車人員	県内駅区間
東日本旅客鉄道	東北本線	107.3km	40,022千人	野木～豊原
	日光線	40.5	2,303	宇都宮～日光
	烏山線	20.4	181	宝積寺～烏山
	両毛線	47.3	5,128	小山～小俣
東武鉄道	日光線	65.0	6,027	藤岡～東武日光
	宇都宮線	24.3	4,445	新栃木～東武宇都宮
	伊勢崎線	6.7	1,778	県～野州山辺
	佐野線	15.2	1,435	田島～葛生
	鬼怒川線	16.2	948	下今市～新藤原
野岩鉄道		25.0	292千人	新藤原～男鹿高原
真岡鐵道		33.4	1,259	久下田～茂木
わたらせ渓谷鐵道		5.4	399	間藤～原向

(注) 東日本旅客鉄道の小山駅、宇都宮駅及び宝積寺駅における乗車人員は、東北本線に含む
 東武鉄道の新栃木駅及び下今市駅における乗車人員は、日光線に含む
 野岩鉄道の乗車人員は、新藤原での東武鉄道経由を含む栃木県分
 真岡鐵道の乗車人員は、茨城県分を含む全線計
 わたらせ渓谷鐵道の乗車人員は、群馬県分を含む全線計

第3 航空交通の状況

1 空港等の整備・利用状況

空港等は、飛行場とヘリポートに区分され飛行場として陸上自衛隊北駐屯地がある。

ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用と常設で特定のヘリコプターのみ利用を対象とする非公共用があり、県内では公共用として栃木ヘリポート、非公共用としてみかもヘリポートがある。

2 栃木ヘリポートの概要

- ①設置管理者 栃木県
- ②設置場所 栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1
- ③敷地面積 45,060.44㎡
- ④施設規模 着陸帯 35m×30m
5バース
- ⑤開港 平成2年6月
- ⑥年間着陸回数 1,106回(平成27年度)

第2節 主な交通関係事故災害

国内及び本県で発生した代表的な交通関係事故災害について記載し、よりの確な対策に資する。

第1 道路事故災害

1 本県の交通事故の状況

平成27年中の本県の交通事故は、発生件数6,327件、死者98人、負傷者7,873人と、発生件数、負傷者数とも減少傾向で推移している。特に死者数は、昭和45年に交通安全対策基本法が施行されて以来、最小となった。

しかし、人口当たりの死者数は、全国ワースト第11位で全国平均を上回っており、一層の交通安全対策の充実が重要である。

2 国内の重大事故

(1) 飛騨川バス転落事故（昭和43年8月18日）

場 所 国道41号 岐阜県加茂郡白川町内
死者・行方不明 104名
負傷者 2名

(2) 日本坂トンネル火災事故（昭和54年7月11日）

場 所 東名高速道路日本坂トンネル 静岡県静岡市及び焼津市の市境
死 者 7名
負傷者 2名

(3) 豊浜トンネル岩盤崩落事故（平成8年2月10日）

場 所 国道229号豊浜トンネル 北海道古平町内
死 者 20名
負傷者 1名

(4) 高速ツアーバス事故（平成24年4月29日）

場 所 関東自動車道 群馬県藤岡市内
死 者 7名
負傷者 39名

(5) 笹子トンネル天井板落下事故（平成24年12月2日）

場 所 中央自動車道（上り）笹子トンネル 山梨県大月市内
死 者 9名
負傷者 2名

(6) 軽井沢スキーバス事故（平成28年1月15日）

場 所 国道18号 長野県軽井沢町内
死 者 15名
負傷者 26名

第2 鉄道事故災害

1 国内の鉄道事故の状況

平成26年中の列車事故（運転事故のうち列車衝突事故、列車脱線事故及び列車火災事故をいう。）の件数は16件（運転事故件数の2.1%）であり、前年と比較すると1件増加した。

また、踏切事故は、踏切保安設備等の整備により、長期にわたって減少傾向にあるが、平成26年中の事故発生件数は254件（前年比14.5%減）であり、運転事故（773件）の32.9%を占めている。原因別に見ると、列車が通過する直前の横断等交通側の原因であり、衝撃物別にみると、

自動車と衝突した事故が46.9%を占めている。

平成26年中の人身事故は、454件（前年比5.1%増）で運転事故件数の58.7%を占める。このうちホーム事故（ホームから転落して又はホーム上で、列車と接触して死傷する事故をいう。）が220件で前年比4.8%減となっている。

2 国内の重大事故

(1) 信楽高原鉄道正面衝突事故（平成3年5月14日）

場 所 信楽高原鉄道貴生川駅～紫香楽宮跡駅間 滋賀県甲賀郡信楽町内
死 者 42名
負傷者 614名

(2) 高山線列車脱線衝突事故（平成8年6月25日）

場 所 JR高山線三原トンネル北口 岐阜県益田郡下呂町内
負傷者 17名

(3) 営団地下鉄日比谷線脱線衝突事故（平成12年8月8日）

場 所 営団地下鉄日比谷線中目黒駅 東京都目黒区内
死 者 5名
負傷者 38名

(4) JR福知山線脱線事故（平成17年4月25日）

場 所 JR福知山線宝塚～尼崎駅間
死 者 107名
負傷者 562名

第3 航空機事故災害

1 国内の航空事故の状況

我が国における民間航空機の事故の発生件数は、航空輸送が急速に拡大したにもかかわらず、多少の変動はあるものの、横ばい傾向を示している。

平成26年に発生した我が国の航空事故は17件である。近年は、大型飛行機による航空事故は、乱気流によるものを中心に年数件程度にとどまり、小型飛行機等が事故の大半を占めている。

2 国内の重大事故

(1) 日本航空ジャンボ機墜落事故（昭和60年8月12日）

事故の概要 東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中、伊豆半島南部の東岸上空に差し掛かる直前、異常事態が発生し、約30分飛行後、18時56分頃山中に墜落、大破・炎上した。

墜落場所 群馬県多野郡上野村
機 種 ボーイング747SR-100
死 者 520名
負傷者 4名

(2) ガルーダインドネシア航空機炎上事故（平成8年6月13日）

事故の概要 福岡空港を離陸滑走中に離陸を中断、オーバーランした際に滑走路から約300m離れた県道のコンクリート製の法面にエンジン下部が激突、滑走路から約600m離れた緩衝緑地内で停止、大破・炎上した。

機 種 ダグラスDC-10-30
死 者 3名
負傷者 109名

第2章 予 防

第1節 交通安全のための情報の充実

事業者・管理者からの安全のための情報の提供や気象台からの気象情報の充実を図るほか、県や県警察本部では交通安全のための普及啓発活動を行う。

第1 事業者・管理者等の情報提供

1 道路情報の収集・伝達

(1) 道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

〈資料編2-16-2 栃木県道路パトロール実施要領〉

(2) 県警察本部は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 鉄道事故防止に関する知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置き石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシの配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

3 航空交通の安全情報の活用

航空運行事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。

また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報活用を促進する。

第2 気象情報等の充実

(1) 宇都宮地方気象台は、道路交通、鉄道交通及び航空交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表する。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図る。

(2) 事業者管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため体制の整備を図る。

第3 県の普及啓発活動

県（県民生活部）及び県警察本部は、各市町と連携を密にし、県民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全県民総ぐるみ運動」等を推進する。

また、幼児から高齢者に至るあらゆる世代での交通安全教育の徹底を図る。

第2節 安全な運行の確保

事業者や管理者は、安全のための教育を実施するほか、関係行政機関は安全指導の徹底に努める。

第1 道路交通

1 道路施設等の把握

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

2 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

3 交通施設被災防止対策の実施

県（県土整備部）は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

4 交通安全教育・管理の推進

県（県民生活部）及び県警察本部は、自転車運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。

また、国及び県は、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業者等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運転管理の充実に努めるとともに交通労働災害の防止等を図るための指導及び支援を行う。

第2 鉄道交通

1 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際し、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

2 乗務員及び保安要員教育の実施

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

3 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

第3 航空交通

1 航空関係諸規則の整備、遵守の徹底

国は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導する。また、多様化する運

航・整備形態に即した適切な航空関係諸規則の整備を図る。

2 安全教育の実施、充実

- (1) 国は、航空運送事業者等において実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導する。
- (2) 国は、航空運送事業者等に対し、過去の事故実例等を参考とした実践的な教育訓練内容の設定及びその実施を指導する。
- (3) 国は、航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図る。
- (4) 国は、航空運送事業者等に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運行管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点的点検を行う。

第3節 安全な交通施設・設備の整備

航空機や鉄道車両、自動車の整備と検査の徹底を図るとともに、航空（ヘリポート）、鉄道、道路施設の安全対策の充実を図る。

第1 自動車、鉄道車両、航空機の整備

1 車両検査の実施

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

2 航空機の安全性の向上

- (1) 国は、諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ、航空機技術の急速な進展を航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準等へ反映させることにより、安全性の向上を図る。
- (2) 国は、外国政府の証明等の活用を通じ、航空機検査制度の充実を図る。

第2 安全な交通施設の整備

1 道路施設の安全対策

- (1) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (2) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 鉄道施設の安全対策

- (1) 鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備促進に努める。
- (2) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
- (3) 道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

3 空港の安全対策

国は、社会資本整備重点計画等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策を実施する。

第4節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

事故災害発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、関係機関との情報伝達体制の整備、職員の参集体制の整備や関係機関との連携の強化を図るとともに、捜索や救助・救急、医療活動が的確に実施できるような準備、代替交通や緊急輸送への事前準備、さらには関係機関の訓練を実施していく。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 情報の収集・伝達

(1) 県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

(3) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

2 機動的な情報収集

(1) 県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

(2) 県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

3 多様な情報収集体制の整備

県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

4 通信の確保

県（県民生活部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関において、その実情に応じた職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 防災関係機関との連携

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であるため、県（県民生活部）、市町、消防本部（局）及びその他の防災関係機関、消防機関等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。
- (2) 県警察本部は、全職員を対象に災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速的確な措置を講じられるよう警備体制を確立する。
- (3) 県（県民生活部）及び市町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (4) 県（県民生活部）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む）への備え

1 搜索活動への備え

県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救助・救急活動への備え

- (1) 県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部及び市町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。
〈資料編2-16-6 栃木県県土整備部現有車両一覧表〉
〈資料編2-16-7 除雪機械の配置一覧表〉
- (2) 自衛隊、県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部及び市町は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

3 医療活動への備え

- (1) 県（県民生活部・保健福祉部）、市町、日本赤十字栃木県支部及び医療機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- (2) 県（県民生活部・保健福祉部）、市町、鉄道事業者及び道路管理者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

4 消火活動への備え

- (1) 県（県民生活部）及び市町は、ヘリコプターや消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
- (2) 道路管理者及び消防機関等は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。
- (3) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (4) 市町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材

の整備促進に努める。

5 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 防除資機材等の整備

県（県民生活部・県土整備部）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

(2) 関係機関の協力体制の整備

ア 県（県土整備部）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求ることができる体制を整備する。

第4 緊急輸送、代替輸送への備え

(1) 県（県土整備部）、県警察本部及び市町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

〈資料編2-16-1 緊急輸送道路指定路線〉

(2) 県（県土整備部）及び県警察本部は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

〈資料編2-16-3 異常気象時並びに特殊危険地域における道路通行規制要領〉

〈資料編2-16-4 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準〉

〈資料編2-16-5 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準〉

(3) 県警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

(4) 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

第5 関係機関の防災訓練の実施

航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、県（各部局）及び市町は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

大規模な交通事故災害の発生時、県は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	大規模な交通事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、大規模な交通事故災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課、消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1非常配備	大規模な交通事故災害により多数の死傷者が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	危機管理課、消防防災課及び第1非常配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

第2 大規模な交通事故災害発生時の措置

1 災害警戒本部の設置

栃木県災害対策・危機管理委員長は、次の設置基準に該当するとき、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な交通事故災害により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ その他栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織、運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準じる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 大規模な交通事故災害発生のおそれがなくなると本部長が認めたとき
- イ 大規模な交通事故災害応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害対策本部の設置

知事は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条第1項の規定による災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な交通事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他知事が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織、運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準じる。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な交通事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 市町及び防災関係機関の活動体制

市町及び防災関係機関は、交通関係事故災害が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 市町への支援

県は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 道路事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町村、警官、消防又は道路管理者に通報する。

(2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県（県民生活部）に伝達する。

(3) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。

また、大規模な道路事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

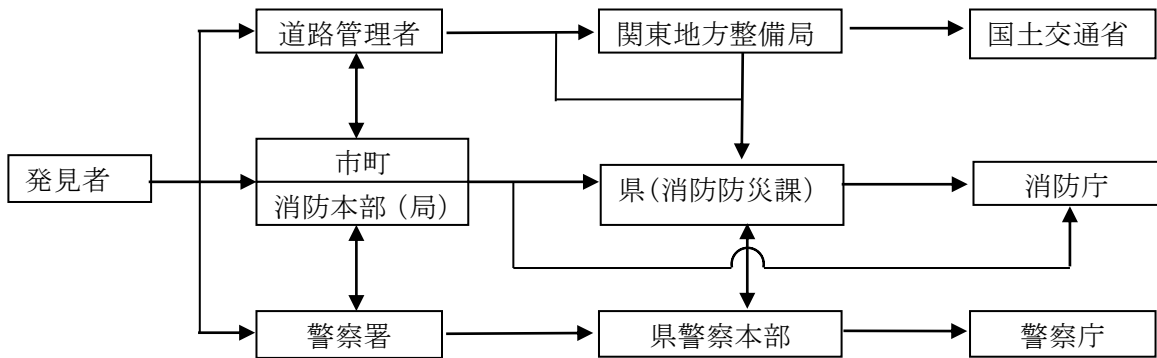
〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

(4) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）及び県警察本部は、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 鉄道事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（県民生活部）に伝達する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

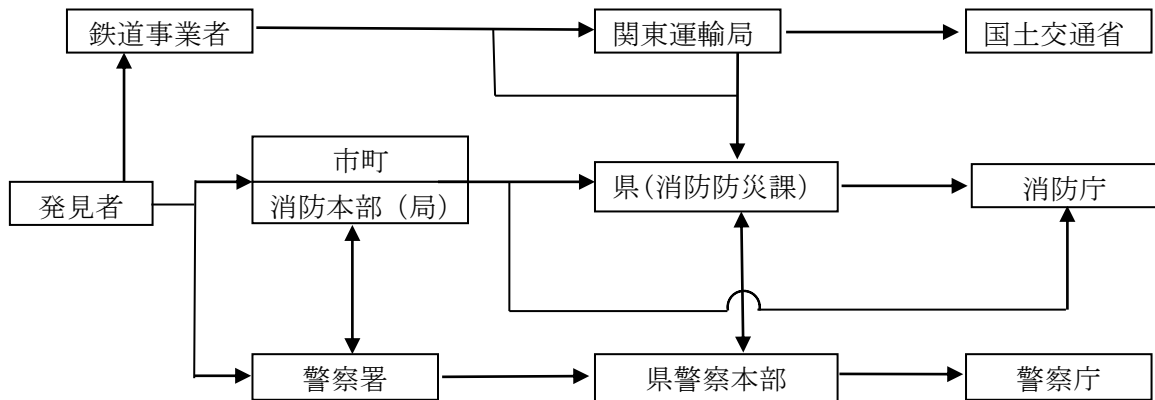
(3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）及び県警察本部は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。

また、市町、消防本部（局）、警察及び防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 航空機事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく市町、警官、消防に通報する。

(2) 航空運送事業者の情報収集・伝達

航空運送事業者は、自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県（県民生活部）に伝達する。

(3) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、大規模な航空事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

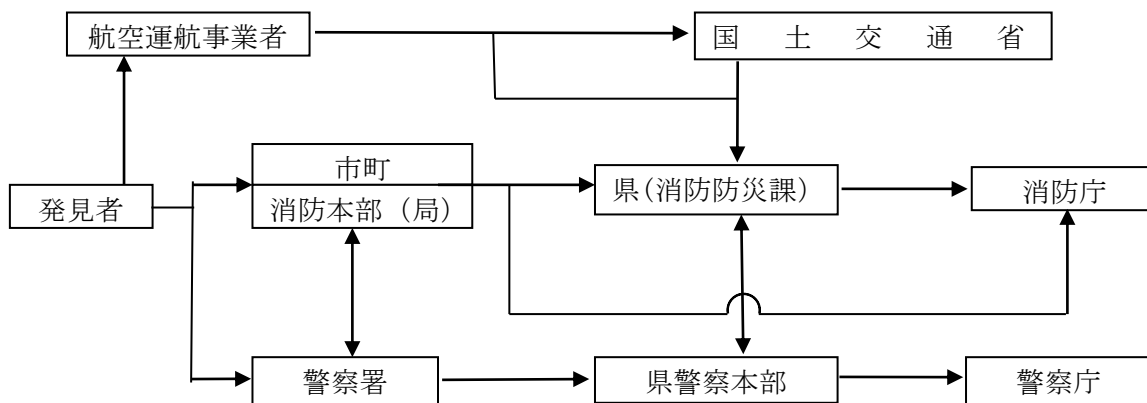
(4) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）及び県警察本部は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。

また、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な航空事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節第5、第6及び第7に準じる。

第3節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は必要な場合災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準じる。
大規模な交通事故災害については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 災害拡大防止対策

事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 危険物流出対策

1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 県等の活動

県（県民生活部）、県警察本部及び消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

3 市町の活動

市町は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ管轄の警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示、勧告を行う。

第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準じる。

第5節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、搜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 搜索活動

- (1) 県（県民生活部）、県警察本部、市町及び消防機関は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。
- (2) 自衛隊は、必要に応じて、搜索活動を行う。

第2 救助・救急活動

- (1) 県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 道路管理者は、県（県民生活部、県土整備部）、県警察本部及び市町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに当該活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
また必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第3 医療活動

県（保健福祉部）は、多数の負傷者が発生しDMATの派遣が必要と判断した場合、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。

また、医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第4 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 県（県民生活部）は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。
- (3) 道路管理者は、地方公共団体等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力するものとする。
- (4) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動

応急対策に必要な人員・緊急物資等を确实・迅速に輸送するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を実施する。
また、乗客の速やかな代替輸送を実施する。

第1 緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

県（県土整備部）、県警察本部、市町及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

県警察本部、市町及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第2 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

第7節 施設、設備の応急対策

交通事故災害が発生した場合、県民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

県警察本部、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。

また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

第8節 広報対策

県や関係機関は、県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

第1 情報発信

航空運送事業者、鉄道事業者、県（県民生活部・県土整備部）、県警察本部及び市町等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

航空運送事業者、鉄道事業者、県（各部局）及び市町等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第4章 復 旧

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、復旧事業を実施する。

県（各部局）、市町、鉄道事業者及び道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第 3 部

放射性物質・危険物等事故対策

第1章 総 則

第1節 本県の危険物等の状況

放射性同位元素等取扱施設、放射性物質の輸送、石油類等危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の本県の状況を明らかにし、効果的な危険物等事故対策に役立てる。

第1 放射性同位元素等取扱施設の状況

平成27年3月31日現在、本県において、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線防止法」という。）に基づき、文部科学大臣から放射性同位元素（以下「R I」という。）又は放射線発生装置の使用を許可された事業所、表示付R I 装備機器のみの使用を届け出た事業所、密封されたR I のみを使用する工場又は事業所であって1工場（又は事業所）当たり総量3.7GBq以下の使用を届けた事業所及び放射性同位元素の販売又は賃貸を届けた事業所の数は107である。

R I 等が厚さ計、レベル計、密度計、硫黄分析計、ガスクロマトグラフ等に利用され、研究機関や医療機関に限らず民間企業においても利用分野が拡大してきていることにより使用事業所の数は、この10年間で漸増傾向にある。

〈資料編2-14-5 放射性同位元素等取扱事業所数〉

第2 放射性物質輸送の状況

我が国で使用する核燃料物質は、その大部分が外国から船舶により原料の輸入が行われており、量的に最も多い原子力発電燃料は、種々の化学的・物理的性状を取りながら各施設間を移動している。

その流れは、全体として大きな「輪」のようになっていることから「核燃料サイクル」と呼ばれ、原子力施設間では主としてトラック、トレーラー等による陸上輸送が行われている。

また、近年、R I は病院をはじめ農業、非破壊検査、ライフサイエンス研究等身近な分野で幅広く利用され、自動車、航空機などにより病院、大学、研究所等利用施設に送られている。

第3 石油類等危険物の状況

平成27年3月31日現在における危険物施設の総数（完成検査済証交付施設）は、9,575施設となっている。

施設別にみると地下タンク貯蔵所が、2,013施設（全体の21.0%）と最も多く、次いで一般取扱所の1,592施設（同16.6%）、移動タンク貯蔵所の1,461施設（同15.3%）等となっている。

〈資料編2-14-1 消防法上の危険物〉

〈資料編2-14-2 危険物の大量貯蔵所等一覧表〉

第4 高圧ガスの状況

本県において、高圧ガス保安法に基づく製造事業所数（第一種、冷凍第一種、第二種及び冷凍第二種）は、平成27年3月末現在2,531、貯蔵所数（第一種及び第二種）は403、販売業者数は1,876である。その他、特定高圧ガス消費者数が173、容器検査所登録数が18である。

第5 火薬類の状況

平成26年度、本県の火薬類の消費は2,778tと全国的にも多く、そのほとんどを鉱山事業者、採（砕）石事業者が消費している。

また、平成27年3月末現在、煙火製造所が5事業所、火薬類販売所が68事業所あるほか、火薬庫が79棟、庫外貯蔵庫が60箇所設置されている。

第6 毒物・劇物の状況

平成28年3月31日現在、県内において毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物を製造しているのは27事業所、輸入しているのは6事業所、販売しているのは1,007事業所、届出が必要な業務上取扱者は、35事業所である。

また、毒物及び劇物取締法に基づく届出の義務のない、その他の業務上取扱者についても、その把握に努めている。

〈資料編2-14-4 毒物劇物製造（販売）業等の地域別登録状況〉

第2節 主な放射性物質・危険物関係事故

国内及び本県で発生した代表的な危険物等事故について記載し、よりの確な対策に資する。

第1 国内の重大事故

1 東海村ウラン加工施設における臨界事故（平成11年9月30日）

事故の概要 高速実験炉の燃料に用いる硝酸ウラニル溶液の濃度を均一化する作業の際、正規の手順を逸脱し、ステンレス容器でウラン粉末を溶解した上、沈殿槽に規定量2.4kgを超える約16.8kgの硝酸ウラニル溶液を入れたため、沈殿槽内の硝酸ウラニル溶液が臨界に達する事故が発生した。臨界は、最初に瞬間的に大量の核分裂反応が起こり、その後、臨界状態停止まで約20時間にわたって核分裂状態が緩やかに継続した。

場 所 茨城県東海村

死傷者等 現場で作業していた職員3名が重篤な被ばく（うち2名死亡）
救急隊員3名、防災業務関係者、臨界状態停止のための作業に従事したJOC従業員等多数が被ばくした。

2 三重ごみ固化燃料（RDF）発電所火災（平成15年8月14日）

事故の概要 8月14日に作業員4名の負傷を伴う火災が発生し、消防本部が継続的に消火・冷却作業を行っていたところ、19日14時17分頃、RDF貯蔵槽が爆発し、屋根の上で消火作業を行っていた消防職員2名が屋根ごと吹き飛ばされた。屋根は200m先に吹き飛び、発電所管理棟等の建物も損壊した。

場 所 三重県多度町力尾

死傷者等 死者2名 負傷者1名

3 （株）日本触媒姫路製造所爆発火災事故（平成24年9月29日）

事故の概要 アクリル酸混じりの廃油を一時貯蔵するタンクの異常な温度上昇により爆発炎上、隣接しているアクリル酸タンクとトルエンタンクに延焼した。
また、爆発警戒中の消防車両にも延焼した。

場 所 岡山県姫路市

死傷者等 死者1名（消防吏員）、負傷者36名

4 エバーグリーン（株）工場火災（平成25年11月15日）

事故の概要 廃油を処理する再生プラントで何らかの原因により爆発火災が発生し、工場周辺の事業所（51事業所86棟）、住宅（14件）、学校等でも、窓ガラスや天井板の破損等の被害も発生した。

場 所 千葉県野田市

死傷者等 死者2名、負傷者15名

5 三菱マテリアル（株）四日市市工場爆発火災（平成26年1月9日）

事故の概要 第6精製水素精製系クロロシラン分離水素精製設備（危険物製造所）から保守作業のため昨年11月熱交換器を取り外し、洗浄作業を行っている際に何らかの原因により爆発した。

場 所	三重県四日市市
死傷者等	死者 5 名、負傷者 13 名

第 2 県内の重大事故

1 黒磯市のブリヂストン栃木工場火災（平成 15 年 9 月 8 日）

事故の概要	ゴム練り（バンバリー）工場内にある精錬機から出火。県内全消防本部をはじめとする近隣の消防機関、県外からの緊急消防援助隊及び県消防防災ヘリコプターが一体となった消火活動の結果、9 月 10 日人的被害を出さずに無事鎮火した。
焼損面積	39,581m ²
損害額	4,390,000 千円
	タイヤ製品約 16 万 5 千本を焼失
	周辺住民 5,000 名余に避難指示が出される。
製造所等の別	一般取扱所等
危険物の種類	硫黄、重油、ジニトロソペンタメチレンテトラミン（発泡剤）

第2章 予 防

第1節 事業所等に対する防災体制の強化

危険物等事故の未然防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 保安体制の整備

(1) 事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

(2) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、市町及び事業者は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

2 保安教育の実施

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）及び市町は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第2 情報収集・伝達体制の整備

1 情報の収集・伝達

(1) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部、市町及び事業者等は、各機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

(3) 県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

2 機動的な情報収集

(1) 県（県民生活部）、県警察本部及び市町は、機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

(2) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

3 多様な情報収集体制の整備

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

4 情報の分析整理

県（県民生活部）、県警本部、市町及び関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、訓練等により人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用出来るよう努めるものとする。

5 通信の確保

県（県民生活部）、県警察本部、市町及び関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

第3 災害応急対策への備え

1 職員の体制

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部、市町及び消防機関等は、それぞれの機関においてその実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 防災関係機関との連携

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県（県民生活部）、市町及び消防機関等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

(2) 県警察本部は、全職員を対象に災害及び災害警備の知識を周知徹底させるとともに、大規模災害発生時に迅速かつ的確な措置を講じられるよう警備体制を確立する。

(3) 県（県民生活部）及び市町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

(4) 県（県民生活部）は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

3 救助・救急、医療及び消防活動（危険物流出対策含む）への備え

(1) 救助・救急活動への備え

ア 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。

イ 自衛隊は、救助用資機材の整備に努める。

ウ 自衛隊、県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(2) 医療活動への備え

ア 医薬品、医療機器類、医療資機材等の備蓄

県（県民生活部・保健福祉部）、市町、日本赤十字栃木県支部及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療機器類、医療資機材等の備蓄に努める。

イ 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

県（県民生活部・保健福祉部）、市町及び事業者は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 消火活動への備え

ア 消防体制の整備

県（県民生活部）及び市町は、平常時から消防本部（局）、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努め、事業者は自衛消防体制の整備に努めるものとする。

イ 資機材等の整備促進

県（県民生活部）、市町及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送、代替輸送への備え

ア 災害時の道路交通管理体制の整備

県（県土整備部）、県警察本部及び市町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 交通規制・誘導

県（県土整備部）及び県警察本部は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

また、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 避難収容活動への備え

(1) 避難場所

市町は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導への備え

県（県民生活部）及び市町は、指定避難場所や避難経路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障害者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より個々に応じた避難支援内容の具体化に努める。

〈資料編 2-21-2 市町別指定避難場所一覧表〉

(3) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 防除資機材等の整備

県（県民生活部・県土整備部）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 関係機関の協力体制の整備

(ア) 県（県土整備部）及び市町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

(イ) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

(ウ) 県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を

求めることができる体制を整備する。

5 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県(県民生活部)、及び放送事業者等は、危険物等事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

6 災害復旧への備え

県(県民生活部)、及び事業者は、円滑に災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4 防災意識の高揚、訓練の実施

1 防災知識の普及啓発

県(県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部)、県警察本部、市町及び消防機関等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災意識の普及啓発を図る。

また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配付するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

2 防災訓練の実施

県(各部局)、市町及び消防機関等は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

3 避難行動要支援者の支援体制の整備

県(県民生活部)及び市町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

R I 施設の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

第1 事業者の対策

放射線障害防止法、医療法及び医薬品医療機器等法の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。

第2 県、市町の対策

県（県民生活部）及び市町は、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

第3 消防機関等の対策

1 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域の設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

2 厳重な被ばく管理

活動した職員については、健康管理の面から一定量以上の被ばくをしないように厳重な被ばく管理を行う必要があるため、あらかじめ被ばく管理者を選任し、被ばく管理用の書類の作成・管理を行う。

3 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

4 除染の効果的实施

除染が効果的に行えるよう、除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

5 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

第3節 放射性物質運搬事故予防対策

放射性物質運搬の事故防止（特に、核燃料物質）のため、事業者等は、安全管理を徹底し、訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者等及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、

- ① 国、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- ② 消火、延焼防止の措置
- ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥ 核燃料物質等による汚染の拡大防止及び除去
- ⑦ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧ その他核燃料物質等による災害の防止のために必要な措置

といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第2 県の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために体制を整備する。

〈資料編2-14-6 環境放射能にかかる情報連絡体制〉

第3 市町等の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（消防防災課）及び消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第4節 石油類等危険物事故予防対策

危険物の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、県民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 事業者の対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

第2 県の対策

- (1) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、危険物の取扱作業の保安に関する講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- (2) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、他の防災関係機関、危険物関係業界・団体との緊密な連携のもと、危険物に関する知識の啓発、普及等を行い保安意識の高揚を図る。

第3 消防機関等の対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - イ 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努める。

第5節 ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、県民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 LPガス・一般高圧ガス

1 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

(1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

イ ガス設備の法定の点検・調査を徹底し、常に安全に使用できるよう努める。

ウ 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

(2) 災害予防体制の強化

ア 従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。

イ ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。

エ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

(1) 災害予防措置の実施

ア 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。

イ 消火設備、緊急遮断装置、散水用エンジンポンプ、バッテリー、除害設備等の保安設備を重点に点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。

ウ 高圧ガスを充てんするための容器を取り扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。

エ 防災資機材、緊急点検及び応急措置に必要な資機材の整備を充実強化する。

オ 緊急時には高圧ガス設備を速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。

カ 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を実施する。

(2) 災害予防体制の強化

ア 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

イ 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化を図る。

3 県の対策

(1) 保安思想の啓発

ア 県（産業労働観光部）は、販売事業者等を対象とした関係団体の保安講習会、法令研修会を支援・協力し、保安意識の高揚を図る。

イ 県（産業労働観光部）は、高圧ガス保安活動促進週間において高圧ガス保安大会を実施し、優良販売事業者、優良保安事業所等の表彰を行うなど保安意識の高揚を図る。

ウ 県（産業労働観光部）は、消費者に対して、事故防止、災害時の措置について、LPガス消費者保安月間を中心に、各種の広報媒体を利用して積極的な広報活動を展開し、保安意識の向上を図るとともに、消費者の過失による事故、災害事故の防止に努める。

エ 県（産業労働観光部）は、LPガスの災害事故を未然に防止するため、一般消費者等に対して、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の普及促進を図る。

オ 県（産業労働観光部）は、災害時に的確に対応し得るよう（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会及び（一社）栃木県LPガス協会（以下「高圧ガス協会等」という。）で構成する栃木県高圧ガス地域防災協議会（以下「高圧ガス協議会」という。）との連携のもと、高圧ガス防災訓練を実施し、防災関係機関との連携体制を充実強化するとともに、関係事業所の防災意識の高揚を図る。

(2) 規制及び指導等

ア 県（産業労働観光部）は、消費者保安対策の中核的推進者である販売事業者等に対して立入検査等を実施し、業務の適正化を確保し事故防止を図るとともに、災害時の体制の充実強化を推進する。

イ 県（産業労働観光部）は、被害情報の把握等に有効な集中監視システムの導入を促進する。

ウ 県（産業労働観光部）は、高圧ガス施設等の保安検査、立入検査等を計画的に実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。

エ 県（産業労働観光部）は、高圧ガスによる災害事故が発生した場合に、高圧ガス協議会が指定した防災事業所（以下「指定防災事業所」という。）等が速やかに対応できるよう、消防本部（局）、警察署、高圧ガス協議会等関係機関と密接な連携の下、地域防災体制の充実強化を図る。

〈資料編2-14-3 指定防災事業所一覧表〉

オ 県（産業労働観光部）は、高圧ガスによる災害事故が発生した場合の住民の安全確保のため、市町、消防本部（局）、警察署、高圧ガス協議会、報道機関等と密接な連携の下、広報活動、避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

また、高圧ガス協議会、消防本部（局）、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化を図る。

第2 都市ガス

1 事業者の対策

(1) 台風、洪水、火災等の災害により、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員、機器、図面などの整備を図るとともに、迅速な対応ができる体制を確立する。

(2) 災害の発生が予想され、又は発生した場合には必要に応じて対策本部を設置する。

(3) 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

- (4) 災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市町、消防本部（局）、警察本部等防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、予め連絡方法を確認するなど連携体制を整備する。
- (5) 災害時に出動する職員について、応急措置、受付などに関する教育、訓練を実施する。
- 〈資料編 2-16-11 都市ガス事業者一覧表〉

第6節 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、県民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第2 県の対策

1 保安確保の強化

県（産業労働観光部）は、煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

2 保安意識の高揚

県（産業労働観光部）は、煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象として、保安確保のための保安講習会を開催するほか危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

3 自主保安体制の強化

県（産業労働観光部）は、製造業者の危害予防規程の充実及び確実な履行を促進するとともに、関係機関との連携を強化することにより、火薬類関係事業所の自主保安体制を図る。

第7節 毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、県民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第2 県の対策

- (1) 県（保健福祉部）は、毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を考慮し、耐震設備を講じ、流出等による被害防止を図るよう指導する。
- (2) 県（保健福祉部）は、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ事業者等に対し保管設備の設置及びその取扱について指導する。
- (3) 県（保健福祉部）は、毒物・劇物製造業者等における貯蔵量の把握、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努める。
- (4) 県（県民生活部・保健福祉部）、市町、消防本部（局）及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3 医療機関等の対策

県（県民生活部・保健福祉部）、市町、消防本部（局）及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

危険物等の事故災害発生時、県は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立するとともに国、市町、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、危険物等事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
警戒体制	① 危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 ② 漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、危険物等事故災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	危機管理課、消防防災課及び警戒配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
第1 非常配備	① 危険物等事故災害により多数の死傷者が発生した場合 ② 漏洩物により相当の被害が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	危機管理課、消防防災課及び第1 非常配備に該当する各部局災害対策関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとあらかじめ定めておく。

第2 危険物等事故災害発生時の措置

1 災害警戒本部の設置

栃木県災害対策・危機管理委員長は、次の設置基準に該当するとき、栃木県災害警戒本部設置要綱第2条第1項の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 危険物等事故災害により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- イ 漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合
- ウ その他栃木県災害対策・危機管理委員長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準じる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 危険物等事故災害のおそれがなくなると本部長が認めたとき
- イ 漏洩物により相当の被害発生のおそれがなくなると本部長が認めたとき

ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害対策本部の設置

知事は、次の設置基準に該当するとき、災害対策基本法第23条第1項の規定による災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ア 危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
- イ 漏洩物により相当の被害が発生した場合
- ウ その他知事が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織、運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章に準じる。
また、必要に応じ被災市町に連絡調整のため職員を派遣する。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、危険物等事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 市町及び防災関係機関の活動体制

市町及び防災関係機関は、危険物等事故災害が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 市町への支援

県（各部局）は、市町からの要請があった場合、又は市町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う等積極的な支援を行う。

第5 自衛隊の災害派遣

県（県民生活部）は、自衛隊に対する派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

市町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保

県（各部局）は、市町及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第 2 節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市町と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第 3 章第 5 節に準じる。

大規模な危険物等事故災害について、災害救助法施行令第 1 条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

第3節 災害拡大防止対策

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講じる。
- (2) 県（県民生活部・環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

県（県土整備部）、県警察本部、市町及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

県警察本部、市町及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

県（県民生活部・環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部及び市町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町等が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準じる。

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。
また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 救助・救急活動

- (1) 県（県民生活部）及び市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対する医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第3 消火活動

- (1) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 県（県民生活部）は、必要に応じ、関係機関との総合調整や及び他の機関への応援依頼等を行う。

第5節 広報対策

県や関係機関は、県民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、県民の不安解消を図る。

第1 情報発信

県（県民生活部・保健福祉部・産業労働観光部）、県警察本部、市町及び事業者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

県（各部局）、市町及び事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

R I 施設の事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

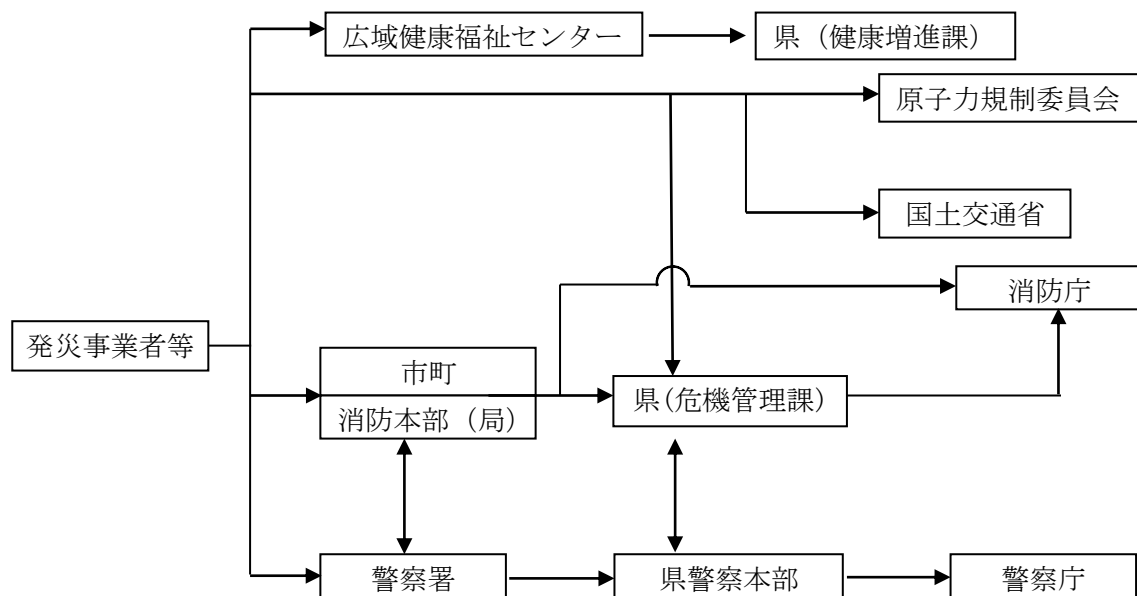
(3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。

また、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県（県民生活部）、市町及び警察に連絡する。

第3 県等の対策

- (1) 県（環境森林部・保健福祉部）は、放射性物質の拡散等について、保健環境センター等で常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防機関等に提供する。
- (2) 県（環境森林部・保健福祉部）は、各環境森林事務所及び小山環境管理事務所、広域健康福祉センターに配備されているサーベイメータや消防本部（局）等から貸与されたものにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに提供する。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4 市町、消防機関の対策

- (1) 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、消防機関は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最初限の水量とする。
- (2) 消防機関は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を着装するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。
- (3) 市町は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

第7節 放射性物質運搬事故応急対策

放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

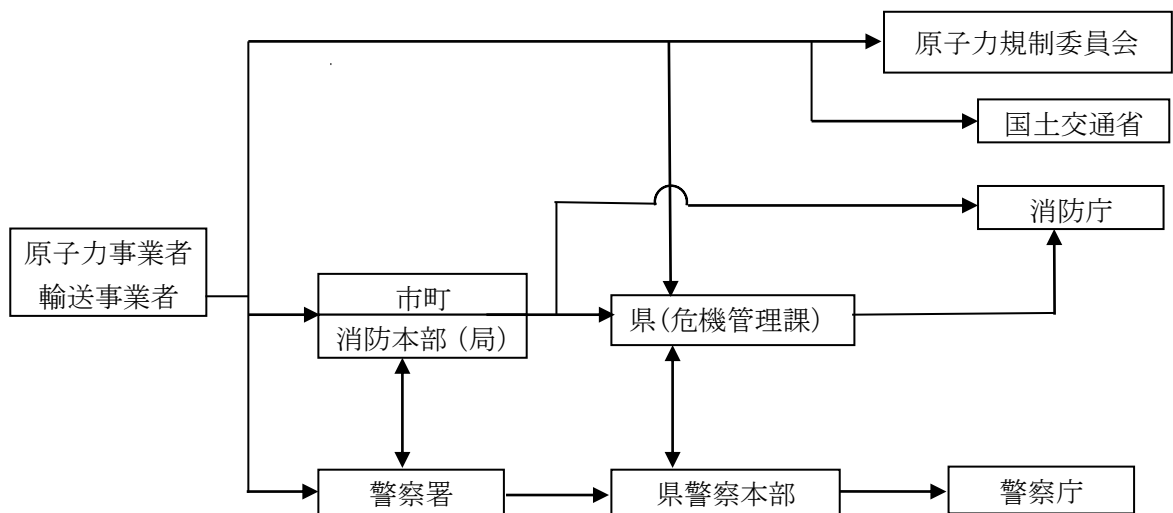
〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

(3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）を発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第3 県等の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4 市町、消防機関の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県（県民生活部）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第 8 節 石油類等危険物事故応急対策

石油類等危険物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第 1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編 3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

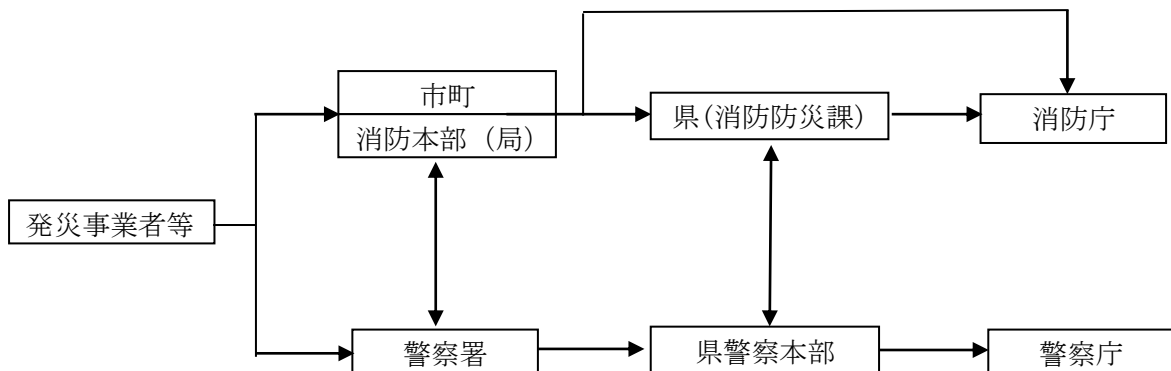
〈資料編 3-2-4 即報基準一覧〉

(3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 火災・爆発応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（県民生活部）は、災害の態様に応じて、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するなど関係機関と連絡を取り防災対策の総合調整を行う。

3 市町の対策

市町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第3 漏洩応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（環境森林部）は、水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者への必要な指導を行う。
- (3) 県（県民生活部）は、災害の態様に応じて、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するなど関係機関と連絡を取り、防災対策の総合調整を行う。

3 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。

- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

4 市町、消防機関の対策

- (1) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (2) 市町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第9節 ガス事故応急対策

ガス事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領の定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

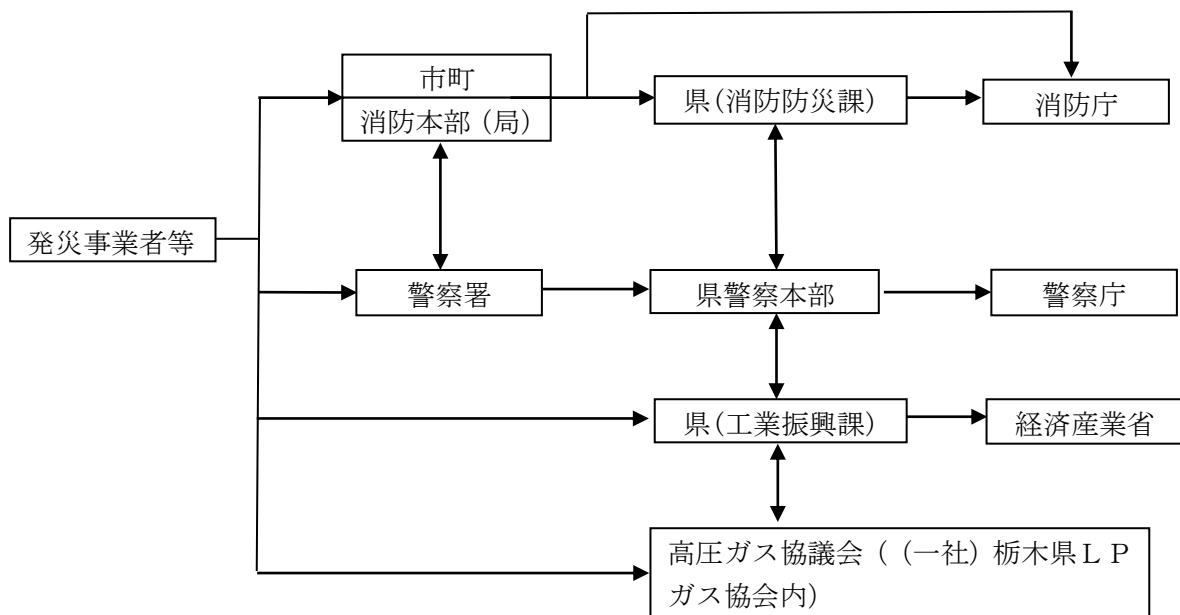
(3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部・産業労働観光部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。

また、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 LPガス・一般高圧ガス

1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部（局）、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ 高圧ガス協会等各支部内での対応が困難な場合は、高圧ガス協議会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会等防災関係機関は、協力要請に基づき、消防本部（局）、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

2 県の対策

(1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

(2) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、被害の状況や応急対策の活動状況等を常時把握し、関係機関と連絡を取りながら、必要に応じて防災資機材の調達、県保有の化学消火薬剤の支援を行う。

(3) 県（環境森林部）は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について市町を支援し、周辺の大気の状態等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

3 市町、消防機関の対策

(1) 市町は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第3 都市ガス

1 事業者等の対策

(1) 被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

また、被害状況が把握された時点で、速やかに県、市町、消防本部（局）等関係機関に被害状況を連絡する。

(2) 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(3) 二次災害の防止

被害状況等必要に応じガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

(4) 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

(5) 救援隊の派遣

県都市ガス協会は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

2 県の対策

県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

3 市町、消防機関の対策

(1) 市町は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

(2) 消防機関は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。

第10節 火薬類事故応急対策

火薬類事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、危険物等事故災害発生により、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

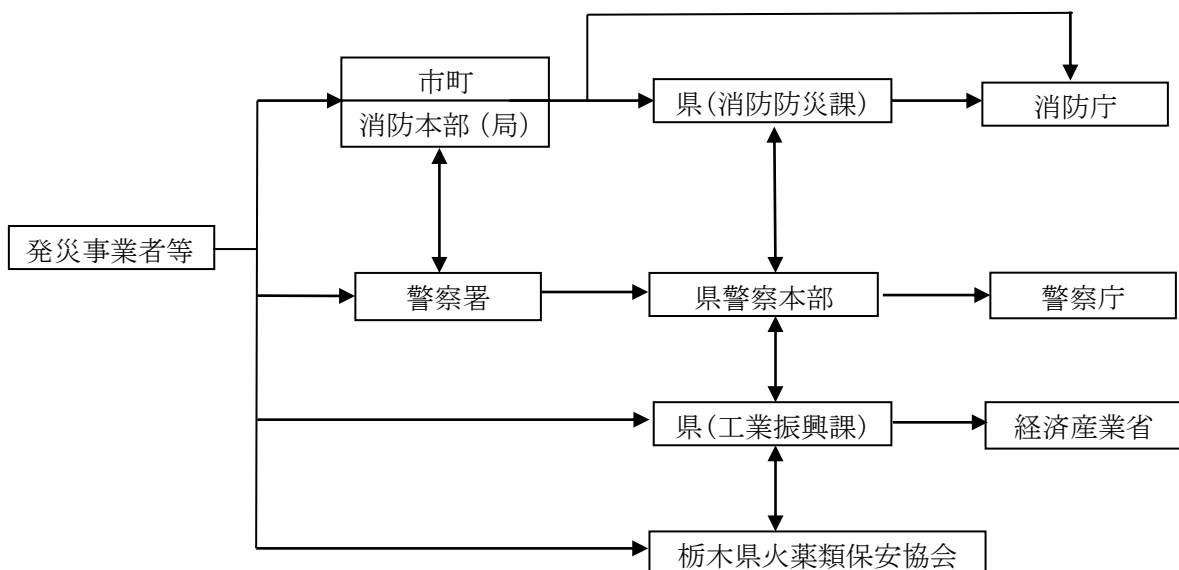
(3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部・産業労働観光部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。

また、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

第3 県の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握するとともに、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握に努め、市町へ県が実施する応急対策の活動状況等を連絡するなど警察や消防関係機関等と密接な連携の下、事業者等に対し、適切な応急措置のための指導助言を行う。

第4 市町の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第11節 毒物・劇物事故応急対策

毒物・劇物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市町、警察、消防に通報する。

(2) 市町及び消防本部（局）の情報収集・伝達

市町及び消防本部（局）は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部（局）への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）に報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編3-2-3 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編3-2-4 即報基準一覧〉

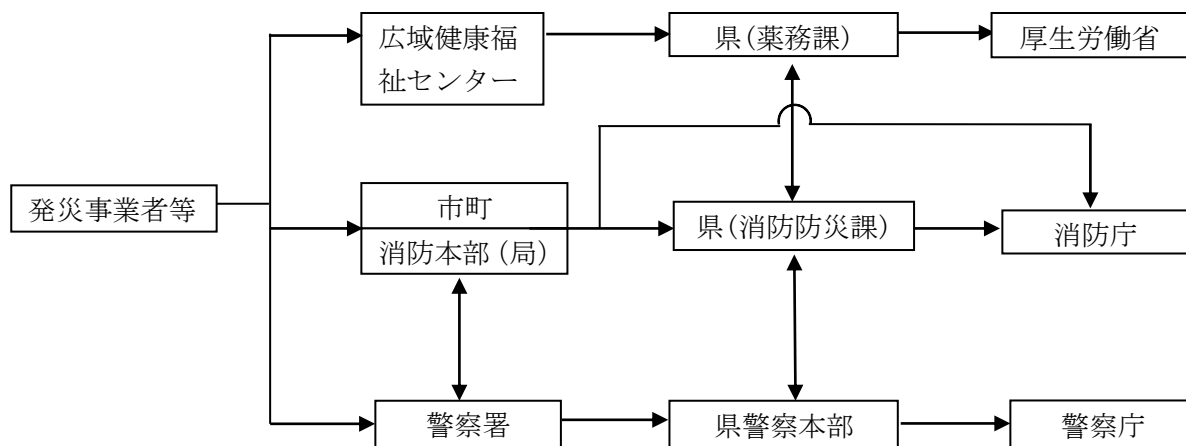
(3) 県の情報収集・伝達

県（県民生活部・保健福祉部）は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。

また、市町、消防本部（局）、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市町、県、消防本部（局）、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

第3 県の対策

- (1) 県（県民生活部・保健福祉部）は、災害の状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携して事業者に対して必要な措置の実施を指導する。
- (2) 県（保健福祉部）は、状況により医療機関へ連絡し、中毒防止方法に関する情報提供を行う。
- (3) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (4) 県（環境森林部）は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者等への必要な指導を行う。

第4 市町の対策

状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

第4章 復 旧

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

県（各部局）、市町及び事業者等は、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。